

山口県障害児施設等整備費補助金交付要綱

令和 5 (2023 年) 1 2 月 1 4 日
令 5 障害者支援第 1 0 1 1 号
一部改正 令和 7 (2025 年) 1 月 7 日
令 6 障害者支援第 1 2 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県障害児施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を補助することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

- 第 3 条 補助金の交付の対象となる施設の区分は、別表 1 に定めるとおりとする。
- 2 補助金の交付の対象となる施設整備は、別表 2 に定める種類ごとに掲げる整備内容とする。
- 3 補助金の交付の対象となる施設の種類及び補助率等は、別表 3 に定めるとおりとする。
- 4 前項の規定に関わらず、別表 4 に掲げる施設については、社会福祉施設等の立地に関する指導要綱（平成 22 年 7 月 12 日平 22 厚政第 442 号）第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、交付の対象としないものとする。ただし、同条第 2 項に規定する場合は、この限りでない。
- 5 補助金の交付額の算定方法及び算定基準は、別表 5 に定めるとおりとする。なお、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第 4 条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。なお、事業者が条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (1) 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）

する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の県補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 J K A 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (12) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (13) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記第 5 号様式の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の

申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知するものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、施設の機能を著しく変更しない程度の変更とする。

ただし、別表4に掲げる施設の設置場所の変更については、軽微な変更に該当しないものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式により請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月7日から施行し、令和6年12月17日から適用する。

別表1（第3条関係）

施設の区分

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
-----	-------	-------	-------

児童福祉法（昭和22年法律第164号。）（以下「児童福祉法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター
---	---	-------------------------------	--

別表2（第3条関係）
整備区分

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等	既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

		・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡 張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和５年８月２２日こ成事第４２２号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和５年８月２２日こ成事第４２９号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和５年８月２２日こ成事第４２８号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
	避難スペース整備	令和５年８月２２日こ成事第４２７号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

別表３（第３条関係）
施設の種類及び補助率等

(1) 施設の種類、設置者及び補助率

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置主体	4 補助率
児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設 (耐震化等整備事業については、障害児入所施設に限る。)	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条 第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)	3 / 4
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項		3 / 4

(2) 補助金の交付の対象としない費用

説 明
ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用 ウ 職員の宿舎に要する費用 エ 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用 オ その他施設整備費として適当と認められない費用

別表4 (第3条関係)

社会福祉施設等の立地に関する指導要綱第11条対象施設

区 分	施 設 の 種 別
障害児関係施設	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

別表5 (第3条関係)

補助金の交付額の算定方法及び算定基準

(1) 補助金の交付額の算定方法

交 付 額

- ア 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、本表（２）で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額に2分の3を乗じた額を交付基礎額とする。
- イ アにより算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表３の（１）第４欄の補助率を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額と、イにより算出した額を比較して少ない方の額の合計した額を交付額とする。

（２）補助金の交付額の算定基準

ア 耐震化等整備事業を除く、創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	（ア）１施設当たり交付基礎点数を適用する場合 こども家庭庁が別に定める１施設当たり交付基礎点数を基準とする。 （イ）一部改築及び拡張の場合 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和５年８月22日）により算出されたものを基準とする。 （ウ）地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和５年８月22日）に定める基準に適合する整備を行うときは、こども家庭庁が別に定める交付基礎点数を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、中国四国厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表３の（２）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工	こども家庭庁が別に定める１施設	特殊附帯工事費に必要な工事費

事費	設当たり交付基礎点数を基準とする。	又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁が別に定める1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

イ 本表（２）のア、ウ及びエに掲げる整備以外の事業

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、こども家庭庁が必要と認めた点数とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数（以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁が必要と認めた点数とする。 （ア）公的機関（県又は市町の建築課等）の見積り （イ）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（別表3の（2）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	こども家庭庁が別に定める「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	大規模修繕については、こども家庭庁が必要と認めた点数とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

	模修繕等については、こども家庭庁が別に定める1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	
応急仮施設 設備整備	次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁が必要と認めた点数とする。 (ア) 公的機関（県又は市町の建築課等）の見積り (イ) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、こども家庭庁が必要と認める点数とする。	障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費ただし、次に定める費用は除く。 (ア) 別表3の(2)イ及びウに定める費用 (イ) 土地の買収又は整地に要する費用(災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。) (ウ) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 (エ) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 (オ) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 (カ) その他災害復旧費として適当と認められない費用 (キ) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用

ウ 防犯対策強化に係る整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 (ア) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数を基準とする。 a 公的機関（県又は市町の建築課等）の見積り b 工事請負業者2社の見積	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(別表3の(2)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)

	りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。 (イ) 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。 a 公的機関(県又は市町の建築課等)の見積り b 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について300,000円未満の場合は本事業の対象としない。	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	---	---

エ 耐震化等整備事業のうち、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	(ア) 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 こども家庭庁が別に定める1施設当たり交付基礎点数を基準とする。 (イ) 一部改築の場合 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)により算出されたものを基準とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、中国四国厚生局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(別表3の(2)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	こども家庭庁が別に定める1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費